相模原市監査委員公表第１号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づき健康福祉局を対象に監査を行ったので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成３１年1月１１日

相模原市監査委員　彦　根　　啓

同　　坪　井　廣　行

同　　江　成　直　士

同　　小　野　　弘

第１　監査の概要

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定に基づく監査

２　監査の実施日程

（１）事務局による監査手続

平成３０年８月７日から平成３１年１月８日まで

（２）監査委員による監査実施日

平成３１年１月９日

３　監査の対象

（１）対象部局

健康福祉局

（２）対象年度

平成３０年度。ただし、必要に応じて平成２９年度以前分を対象とした。

第２　財務監査

１　監査対象事務及び監査実施課

これまでの監査結果を踏まえ、指摘事項等があった事務事業及び科目並びに予算の執行状況並びに平成３０年度包括外部監査の対象事業を考慮し、執行済額が高額な事務事業及び科目等から選定した。

監査対象事務	監査実施課
（１）保健所・保健センター手数料の徴収に関する事務	保健所 地域保健課、生活衛生課
（２）社会福祉費雑入の徴収に関する事務	保険高齢部 地域包括ケア推進課
（３）後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務	福祉部 地域医療課
（４）介護保険料等の収納に関する事務	福祉部 城山保健福祉課、津久井保健福祉課、相模湖保健福祉課、藤野保健福祉課
（５）旅費の支出に関する事務	福祉部 中央障害福祉相談課、障害者更生相談所

（６）需用費(医薬材料費)の支出に関する事務	保健所 疾病対策課、衛生研究所
（７）委託料の支出に関する事務	福祉部 地域福祉課、地域医療課、障害政策課、障害福祉サービス課 保険高齢部 高齢政策課、地域包括ケア推進課、中央高齢者相談課 保健所 地域保健課、疾病対策課、健康増進課
（８）使用料及び賃借料の支出に関する事務	保健所 衛生研究所
（９）扶助費の支出(現金支給)に関する事務	福祉部 緑生活支援課、中央第１生活支援課、中央第２生活支援課、南生活支援課

２　主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、相模原市監査基準(平成２９年監査委員訓令第１号。以下「監査基準」という。)第２３条第６項第４号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

監査対象事務	リスク	主な着眼点
（１）保健所・保健センター手数料の徴収に関する事務	①　徴収が適正に行われないリスク	ア　事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ　現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
（２）社会福祉費雑入の徴収に関する事務	①　徴収が適正に行われないリスク	ア　事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ　現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
（３）後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務	①　徴収が適正に行われないリスク	ア　事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ　現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。
（４）介護保険料等の収納に関する事務	①　収納が適正に行われないリスク	ア　事務処理で法令等に違反するものはないか。 イ　現金領収すべき金額の算定に必要な書類は整備されているか。

（５）旅費の支出に関する事務	①　算定及び支出が適正に行われないリスク	ア　旅費支出の目的、履行確認ができる文書等が整備されているか。 イ　支出の遅れや概算払の精算の遅れはないか。
（６）需用費(医薬材料費)の支出に関する事務	①　契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ②　支出が適正に行われないリスク	ア　契約相手方の選定方法は適切か。 イ　契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ　履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ　支出は適正な時期に行われているか。
（７）委託料の支出に関する事務	①　契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ②　支出が適正に行われないリスク	ア　契約相手方の選定方法は適切か。 イ　契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ　履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。 エ　支出、精算報告は適正な時期に行われているか。
（８）使用料及び賃借料の支出に関する事務	①　契約事務や検査・検収が適正に行われないリスク ②　支出が適正に行われないリスク	ア　契約相手方の選定方法は適切か。 イ　契約書、見積書等関係書類は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ウ　支出は適正な時期に行われているか。
（９）扶助費の支出(現金支給)に関する事務	①　現金の取扱い及び保管が適正に行われないリスク	ア　資金前渡による現金の取扱い及び保管は、適正に行われているか。

３　主な監査手続

監査基準第２６条及び第２７条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

（１）書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

ア　保健所・保健センター手数料の徴収

各種申請書、現金受払簿　等

イ　社会福祉費雑入の徴収

あじさい大学入学者決定関係書類、調定書、歳入予算整理簿　等

ウ　後期高齢者医療保険料の徴収

納入通知書、調定書、歳入予算整理簿　等

エ　介護保険料等の収納

公金払込領収書、現金受払簿　等

オ　旅費

出張命令票、出張命令簿、請求書、支出負担行為兼支出命令書　等

カ　需用費(医薬材料費)

入札関係書類、支出負担行為書、契約書、定期支払伺書、支出命令書　等

キ　委託料並びに使用料及び賃借料

入札関係書類、支出負担行為書、契約書、請求書、支出命令書　等

ク　扶助費

保護申請書、保護決定調書、前渡金受払簿　等

（２）聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

（３）ヒアリング

地域福祉課、地域医療課、障害政策課、障害福祉サービス課、緑生活支援課、中央第１生活支援課、中央第２生活支援課、南生活支援課、中央障害福祉相談課、障害者更生相談所、高齢政策課、地域包括ケア推進課、中央高齢者相談課、南高齢者相談課、地域保健課及び疾病対策課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解を聴取した。

４　監査の結果

（１）指摘事項

ア　社会福祉費雑入の徴収に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

地域包括ケア推進課

あじさい大学受講者負担金の徴収事務の執行において、平成３０年５月２５日から同年６月２５日までの間の追加入学者９名の入学決定に係る決裁処理が行われないまま入学決定の通知がされ、負担金が徴収されていた。

当該負担金の徴収事務に関しては、平成２５年１２月及び平成２８年１２月に実施した保険高齢部定期監査において、受講者に調定書を作成しないまま納入通知書を交付していた事例が見られたことから指摘事項としたところである。これに対し市長から、平成２６年１月には「地方自治法、相模原市会計規則等の遵守」「複数職員による重層的なチェックの実施」などの措置を講じた旨の、また、平成２９年１月には「当該指摘のあった歳入徴収関連事務をはじめとする全ての事務執行について定期的に根拠法令等の遵守を徹底する取組を推進し、適正な事務執行を課内一丸となって取り組む」旨の通知を受けていた。しかしながら、当該徴収に関連する事務の執行において依然として不適正な処理が行われていたことは大変遺憾である。

相模原市事務専決規程(平成１９年相模原市訓令第８号)に基づく専決権限を有する者がその権限に属する事務の処理につき最終的な意思決定を行う専決は、市長の決裁と同一の効力を有するものである。

今後は、原因の究明や検証に基づく事務処理方法の見直しなど再発防止を図り、意思決定に関する事務手続を適正に行われたい。

イ　旅費の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

（ア）中央障害福祉相談課

「旅費事務の手引き」(平成３０年４月)によると市内出張モデルケースで示された経路を使用する場合には、市内出張区域表に定める住所・施設から目的地区域を定め、勤務場所区域と目的地区域間の経路により出張に係る費用を確定することとなるが、平成３０年６月の出張２件に係る旅費について、出張先の区域とは異なる区域により算定したため、

過払い及び支給不足となっていた。

（イ）障害者更生相談所

平成３０年４月から同年７月までの出張１７件に係る費用について、バス等を利用した出張においてバス運賃を算入せずに旅費を算定していた事例や、非常勤特別職職員の出張において定期券相当額が支給されている通勤経路と重複する経路により出張した場合でも支給することとなっている当該重複区間分を算入せずに算定を行っていた事例等により、支給不足となっていた。

旅費の支給事務に関しては、平成２７年３月に実施した福祉部定期監査において、支給誤りがあったことから注意事項としたところであるが、今回も不適正な事例が見られたことは遺憾である。

今後、旅費の支給事務の執行に当たっては、「旅費事務の手引き」等の再確認を行うとともに、支給事務における確認体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

ウ　委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

（ア）障害政策課

ａ　相模原市立視覚障害者情報センター窓口業務等委託の契約において、相模原市公契約条例(平成２３年相模原市条例第２９号。以下「公契約条例」という。)第８条に基づき契約において定めるものとされている事項のうち、労働者の継続雇用に関する事項が定められていなかった。

ｂ　相模原市立視覚障害者情報センター窓口業務等委託ほか２件の契約において、業務に関する報告書等による検査・検収は行われていたが、相模原市契約規則(平成４年相模原市規則第９号。以下「契約規則」という。)第３０条に基づき契約書に記載しなければならない監督及び検査について記載されていなかった。

ｃ　相模原市立津久井障害者地域活動支援センターの指定管理業務において、施設清掃業務等が再委託されていたが、毎年契約課長から発出される「入札・契約事務の適正執行について」(以下「契約課長通知」という。)に定める書面による事前の承諾が行われていなかった。

（イ）高齢政策課

ａ　相模原市立老人福祉センター渓松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園の指定管理業務において、指定管理者から提出された再委託の承認を求める内容を含む平成３０年度年間事業計画書に基づき、施設点検等３５業務の再委託が承認されていたが、当該事業計画書には再委託に係る業務内容は記載されていたものの再委託先が記載されていなかった。

　また、相模原市立老人福祉センター渓松園及び相模原市立老人福祉センター若竹園の管理に関する協定書(以下「協定書」という。)に基づく施設点検業務等に関し、当該事業計画書は協定書と相違する年間実施回数が記載されていた。さらに、指定管理者から提出される月次報告書においても、実施回数が協定書と相違しており、一部の業務については実施したことを示す記載がなかった。また、平成２９年度における若竹園のボイラー保守点検業務の実施回数は年１回であることを確認したが、協定書では年２回とされていた。

ｂ　平成３０年度介護サービス情報公表事業業務委託において、仕様書や関連法令を確認したところ、平成３０年４月１日に市が介護保険法(平成９年法律第１２３号)に基づき指定を行った指定情報公表センターについて、介護保険法施行令(平成１０年政令第４１２号)に基づく名称等の公示が行われていなかった。

　また、同令において、指定情報公表センターは情報公表事務規程を定め、市長の認可を受けなければならないとされているが、指定情報公表センターから提出されていた当該事務規程の認可が行われていなかった。

（ウ）中央高齢者相談課

ａ　あじさい住宅等緊急通報装置受信業務委託において、次のような事例が見られた。

　市営あじさい住宅等の高齢者専用住宅の居住者が急病等の緊急時に通報装置で発報した信号を電話回線により受託者が受信し、駆け付け業務等のサービスを行う当該業務委託の対象である市営あじさい住宅上鶴間の住戸１戸において、平成２９年１２月に居住者が退去し空室

となったことを市営住宅課から送付される「業務委託件数表」によって平成３０年１月に把握していたにもかかわらず、受託者に対してサービス終了の指示を行っていなかった。本来、受託者は、市からのサービスの開始及び終了の電話による指示を受けて当該月の各住戸のサービス継続の有無を把握し、市が作成する当該月のサービス実施状況を示す「委託明細」の送付を受けた後、翌月初旬に「事業報告書」を市に対し提出する手順とされていた。このため「委託明細」と「事業報告書」の内容は通常一致し、受託者からの委託料の請求及び市からの支払はこれらの書面に基づき行われるべきものであった。しかしながら、平成２９年１２月分の「委託明細」上は当該住戸は「空室」、「事業報告書」上は「サービス使用」と異なる内容が記載され、平成３０年１月から同年６月までの間、この相違に気付くことなく「委託明細」に基づく支払事務が行われていた。その後、電話回線が平成２９年１２月に遮断され、発報等に基づくサービスが提供されない状態となっていたことを、市は平成３０年１１月に当該住戸を担当する生活援助員からの聞き取りにより確認した。

また、平成２９年９月に新たに入居し、同年１０月からサービスを開始すべき同住宅の別の住戸１戸について、同月初旬に市営住宅課から入居情報を得ていたにもかかわらず、サービス開始の手続を行っていなかった。このことにより、平成２９年１０月分の「委託明細」及び「事業報告書」上、当該住戸分はいずれも「空室」の内容が記載され、当該住戸分の請求及び支払は発生していなかった。その後、通報装置が使用可能であることを、居住者本人を通じて市が把握した同年１２月から「委託明細」上は当該住戸をサービス対象とし、支払を行っていたが、依然として受託者に対しサービス開始の手続を執らなかった。そのため、受託者が当該住戸を「空室」と記載した「事業報告書」を市は受領し、「委託明細」に基づく支払事務が行われていた。その後、当該住戸は入居直後の平成２９年１０月から電話回線の開通に伴い通報装置が使用できる状態になっていたことを、市は平成３０年１１月に受託者及び生活援助員からの聞き取りにより確認した。

なお、あじさい住宅等緊急通報装置受信業務委託ほか１件の契約に

おいて、契約規則第３０条に基づき契約書に記載しなければならない監督及び検査について記載されていなかった。

b　あじさい住宅等緊急通報装置受信業務委託の契約において、契約書の「個人情報の取扱いに関する特記事項」に定める、契約の相手方が業務を再委託した場合の再委託先の作業責任者等の届出等が提出されていなかった。

c　ねたきり高齢者等寝具乾燥消毒事業委託において、委託業務を実施する根拠となる「相模原市ねたきり高齢者等寝具乾燥消毒等事業実施要綱」(昭和５２年４月制定)で引用している他の要綱の条項が誤っていた。

契約は、財産上の権利・義務や取引条件などについて契約当事者双方の意思を確認する行為であり、契約事務の執行に当たり、契約関係書類の内容を精査・確認することは、契約上の疑義や紛争による不測の損害が生じることを未然に防ぐ意味において重要かつ基本的な事項であることは言うまでもない。しかしながら、依然として、公契約条例の対象となる業務委託契約において定めるべき事項の一部や契約規則により契約書に記載しなければならない監督及び検査の条項が欠落していた事例、契約の相手方が業務の一部を再委託する場合における書面による事前の承諾を行っていなかった事例など、不適正な契約事務が複数の課において見られた。

今後は、契約事務の重要性を再認識し、契約関係書類の記載内容を十分に精査・確認するとともに、契約内容に基づく業務が確実に実施されていることを確認するなど、適正に事務を執行されたい。(障害政策課、高齢政策課、中央高齢者相談課)

検査・検収は、契約に定める業務の適正な履行を確保し、公金を支出する上での重要な根拠となるものである。しかしながら、今回、指定管理業務において、業務内容を定めた協定書と指定管理者から提出された事業報告書等で業務実施回数が相違し、書面からは所定の業務履行が確認できなかった事例や、高齢者専用住宅の各住戸に設置された緊急通報装置の受信業務委託において、月ごとの居住者の異動が十分に把握されないまま委託料の支払を行っていた事例が見られた。こうしたことは、契約を所管する担当課が独自の実務慣行を安易な前例踏襲によって継続し、公金支出の根

拠である検査・検収をおろそかにした結果であると言わざるを得ない。

今後は、改めて公金支出における責任の重大さを十分に認識した上で、徹底した原因の究明や検証に基づく事務処理方法の見直しなど再発防止を図り、適正な契約事務の執行に万全を期されたい。(高齢政策課、中央高齢者相談課)

相模原市個人情報保護条例(平成１６年相模原市条例第２３号)に基づき、実施機関が実施機関以外の者に事務を委託する場合の個人情報の取扱いに係る措置の基準として定められた相模原市個人情報取扱事務委託基準(平成２８年施行)では、再委託の承認に当たり、受注者が講ずべき個人情報保護のための措置等が再委託の相手方においても同様に講じられるよう、当該措置等の内容を十分確認し、市は間接的に再委託の相手方に対し監督義務を負うことになる旨が規定されている。しかしながら、再委託の相手方における個人情報を取り扱う作業責任者や作業従事者について契約の相手方から書面による報告を受けることなく、再委託の相手方により緊急通報時等の居住者宅への現場確認駆け付け業務が実施されていたことは、個人情報保護の観点において不適正な事務処理と言わざるを得ない。

今後は、個人情報の適正な取扱いに関する必要な措置が確実に講じられるよう、関係諸規程を遵守するとともに、提出書類の確認体制を見直すなど、適正に事務を執行されたい。(中央高齢者相談課)

介護保険法の規定による介護サービス情報の公表等に係る事務については、地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成３０年政令第６５号)の施行により指定都市においては平成３０年４月に都道府県知事から市長に権限が移譲されたところであるが、介護保険法施行令には、指定情報公表センターの指定をしたときは当該指定情報公表センターの名称等を公示しなければならないことが規定されている。公示は行政機関が一定の事項を広く住民などに周知するために行うものであり、その公表については、相模原市公告式規則(平成２７年相模原市規則第６３号)において公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入し、相模原市公告式条例(昭和２５年相模原市条例第２４号)に規定する掲示場に掲示して告示等を行うものとされている。また、認可は第三者の行為を補充してその法律上の効力を完成させる行政行為をいい、行政庁の認可はその法律的行為が完全に効力を生

ずるための要件とされている。しかしながら、今回調査したところ、介護保険法施行令及び相模原市公告式規則に基づく公示や同令に基づく認可が行われていなかったことは、法令等に基づく手続を怠ったものであり、遺憾である。

今後、介護サービス情報公表事業の実施に当たっては、関係諸規程を遵守するとともに、事務処理体制を見直すなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。(高齢政策課)

エ　扶助費の支出(現金管理)に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

南生活支援課

生活保護費の住宅扶助における随時支給の状況を確認したところ、４人世帯から申請があった借間の契約更新料において、実際の契約更新料は９５，６４０円であったが、３人世帯の上限額９３，０００円(４人世帯の上限額は９９，０００円)を適用して支給したことにより、支給不足が生じていた。

契約更新料は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和３８年４月１日付け厚生省社会局長通知)において、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、(中略)特別基準額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえない」とされている。また、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助(家賃・間代等)の限度額の設定について(通知)」(平成２７年４月１４日付け厚生労働省社会・援護局長通知)において、特別基準額の限度額が都道府県及び世帯人員ごとに定められている。

生活保護費の認定に当たっては、生活保護事務の重要性を再認識するとともに、生活保護費の支給根拠等を十分確認し、適正に事務を執行されたい。

（２）注意事項

ア　委託料の支出に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

（ア）表１に記載した課及び契約において、業務に関する報告書等による検

査・検収は行われていたが、契約規則第３０条に基づき契約書に記載しなければならない監督及び検査について記載されていなかった。

表１　監督及び検査の記載がなかった契約

課	契約名
地域医療課	病院群輪番制運営事業委託ほか１件
障害福祉サービス課	障害児者入浴サービス事業委託ほか２件
地域包括ケア推進課	相模原市高齢者大学の運営に関する事務委託ほか１件
地域保健課	相模原市総合保健医療センター総合管理業務委託
疾病対策課	電子計算機入力データ作成業務委託

（イ）地域包括ケア推進課及び疾病対策課

地域包括ケア推進課の相模原市高齢者大学の運営に関する事務委託の契約書及び疾病対策課の電子計算機入力データ作成業務委託の契約書の「特定個人情報等を含む個人情報等の取扱いに関する特記事項」において、個人情報等の取扱いに関する定期報告及び緊急時報告の手順を「受注者」が定めるべきであると認識していたにもかかわらず、「発注者」が定めるものと記載していた。

（ウ）地域保健課

相模原市総合保健医療センター総合管理業務委託(平成２９年６月１日から平成３２年５月３１日までの長期継続契約)において、業務に関する報告書等による検査・検収は行われていたが、支出命令書の検査・検収日が実際に検査・検収が行われた日より前の日付になっていた。

（エ）疾病対策課

ａ　「予防接種業務委託(市医師会)」において、支出負担行為額の決定に当たり、麻しん風しん混合２期の予診料を契約単価で計算すべきところ、誤った単価で計算していた。なお、決定の過程において、最終的な合計金額の端数を切上げ処理していたことから支出負担行為額には影響がなく、支出命令額も契約単価を基に正しく計算されていた。

ｂ　電子計算機入力データ作成業務委託の契約において、仕様書に記載されている「別に定める入力データ仕様書」が示す書類が実際の名称

とは異なっていたため特定できなかった事例や、受注者に提出させる必要がない誓約書の提出を仕様書に定めていた事例などが見られた。

今後は、契約事務の重要性を再認識し、契約書類の記載内容を十分に精査・確認するなど、適切に事務を執行するよう注意する。

イ　扶助費の支出(現金支給)に関する事務を調査したところ、次のような事例が見られた。

緑生活支援課及び南生活支援課

生活保護費の支給事務において、前渡金の管理状況について確認したところ、相模原市会計規則(平成４年相模原市規則第１０号。以下「会計規則」という。)第６１条第２項に規定する前渡金受払簿が作成されていなかった。生活保護費の随時支給分の支払等に伴う現金の受払については、会計担当者により表計算ソフトを用いた電子的な帳簿を用いて日々管理が行われていたが、当該２課においては資金前渡を継続的に受けていることから、前渡金管理者は会計規則に基づき前渡金受払簿によりその状況を常に明らかにしなければならない。

今後は、前渡金管理者の責務を再認識し、適切に事務を執行するよう注意する。

（３）健康福祉局におけるその他の財務に関する事務の執行は、おおむね良好と認められた。

5　意見

（１）契約書の記載事項について

委託料の支出に関する事務について調査したところ、１４件の契約において、契約規則第３０条に基づき契約書に記載しなければならない監督及び検査について記載されていなかったことから指摘事項又は注意事項としたところである。

このうち２件の契約を所管する１課においては、当該契約における委託料が概算払と前金払であることから業務完了時の検査・検収は不要であると誤認しており、それ以外の１２件の契約を所管する６課においては、契約の相手方が業務に関する報告書や納品書を市に提出する旨の契約書の条項をもって監督及び検査の記載に当たるものと認識していた。

契約規則第３０条では、契約書に記載しなければならない事項を１３項目にわたって規定している一方､｢契約の性質又は目的により該当のない事項は、この限りでない」とのただし書が付されているが、契約事務を所管する各課が参考としている「契約事務の手引き」(平成３０年４月改訂)において、監督及び検査について記載した契約書の具体例や監督及び検査等の事項の記載を省略できる場合の具体例などは示されていない。

今後、契約事務を所管する各課においては、契約規則第３０条に掲げる契約書の記載事項についての正しい認識の下、適正な契約事務の執行に努められたい。あわせて、各課における契約書の作成及びその内容確認が統一的かつ適正に行われるよう「契約事務の手引き」の内容を充実させるなど、所要の対応を図られたい。

（２）生活保護費支給事務の統一的運用について

生活保護費の現金支給に係る前渡金の管理状況について確認したところ、緑生活支援課及び南生活支援課において、会計規則に定める前渡金受払簿が備えられていなかったことから注意事項としたところであるが、日々行われる現金出納に係る確認手順は区ごとに設置された各生活支援課において若干異なっており、使用する書類の様式の一部についても統一されていない状況であった。

もとより各生活支援課は、生活保護法(昭和２５年法律第１４４号)に基づく生活保護の実施に当たり、その所管区域の地域性等を踏まえた同法の運用解釈の下に事務処理を行っているところであるが、一方、生活保護費の現金支給に当たっては、現金の出納・保管事務が適切かつ円滑に行われるよう会計規則及び「前渡金取扱事務の手引き」(平成２７年９月)等に基づく統一的な運用及び事務処理が求められている。

今後、各生活支援課においては、事務処理の適正化・効率化の観点から、前渡金管理事務をはじめとする会計事務全般の統一的運用に向けた見直しや工夫を行い、地域福祉課は生活保護事務に係る企画、運営、指導等を所掌する立場から、各生活支援課に対し必要な支援を行われたい。

第３　行政監査(重点調査項目)

１　監査の調査項目

重点調査項目として「契約における業者選定(１者随意契約の場合)について」をテーマに定め、監査を行った。

２　監査の目的

地方公共団体が締結する契約は一般競争入札によることが原則とされているが、地方自治法第２３４条第２項において、「政令で定める場合に該当するときに限り」随意契約によることができると規定されている。

随意契約による契約の締結に当たっては、内容・性質・目的のほか、経済性、緊急性等を総合的に検証して慎重に行われるべきであり、特に１者随意契約とする場合、その判断が適切に行われなければ、本来競争入札等により適正な価格で行われるべき契約が不適正な価格で行われるおそれがある。

そこで、契約における業者選定(１者随意契約の場合)が、関係諸規程に準拠し適正に行われているか、また、効率的かつ有効的に行われているかを主眼として、その選定理由の妥当性等について行政監査を実施した。

３　監査の対象及び監査実施課

委託料に関する契約のうち、1者随意契約によるものを対象とした。ただし、契約規則において、随意契約を行う場合に１人の見積書の徴取で足りると規定されている、予定価格が１０万円以下の契約については除外した。

対象となる契約があり、監査を実施した課は、次のとおりである。

（１）福祉部

地域福祉課、地域医療課、障害政策課、障害福祉サービス課、精神保健福祉課、精神保健福祉センター、緑生活支援課、中央第１生活支援課、南生活支援課、南障害福祉相談課、城山保健福祉課、津久井保健福祉課及び相模湖保健福祉課

（２）保険高齢部

高齢政策課、地域包括ケア推進課、介護保険課、国民健康保険課及び中央高齢者相談課

（３）保健所

地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、衛生研究所及び健康増進課

４　主なリスク及び着眼点

監査の実施に当たり、想定されるリスクを踏まえ、監査基準第２３条第６項第４号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて監査を行った。

リスク	主な着眼点
業者選定が適正に行われないリスク	（１）１者随意契約とする場合の理由は、地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。)第１６７条の２第１項各号の要件に該当していることが確認できるか。 （２）政令第１６７条の２第１項第２号に該当するとした業者選定の理由は、特殊な目的物・性質・技術が必要である等、「性質又は目的が競争入札に適しない契約」に該当するか。 （３）１者との契約継続年数が長期間である場合、競争性の観点から他の業者の選定について検討は行われているか。

５　主な監査手続

監査基準第２６条及び第２７条の規定に基づき、監査対象の各課に次の方法を用いて調査を実施した。

（１）書面調査

事務事業が法令、規則等に基づき執行されているかについて、次の書面等を確認した。

随意契約で２人以上から見積書を徴しない場合の理由書、契約書、仕様書、再委託の承諾に関する書類　等

（２）聞き取り調査

書面調査を踏まえ、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

（３）ヒアリング

高齢政策課及び生活衛生課の所属長等に対してヒアリングを実施し、見解

を聴取した。

6　対象事務の概要

（1）１者随意契約に関する事務の概要

１者随意契約に当たり、担当課は「随意契約適正執行のための指針」(平成２２年４月１日契約課作成。以下「ガイドライン」という。)に基づき、予定価格１０万円以下の契約等を除き、契約の相手方の名称や契約の相手方を選定した理由等を記載した随意契約で２人以上から見積書を徴しない場合の理由書及び随意契約で２人以上から見積書を徴しない場合の理由等についての公表調書(以下「公表調書」という。)を作成している。また、「契約規則第２６条に定める額を超える随意契約のうち、政令第１６７条の２第１項第２号～第９号(第３号及び第４号を除く。)に該当する場合で、真にやむを得ない理由により１者随契とする場合」は、原則として契約課は公表調書を閲覧に供するとともに、市ホームページで公表している。

【参考１】

随意契約によることができる場合(政令第１６７条の２第１項各号の概要)

第１号	予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
第２号	契約の性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき。
第３号	障害者支援施設等で製作された物品を当該障害者支援施設等から買い入れる契約、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体が行う事業に係る役務の提供を受ける契約をするとき。
第４号	普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
第５号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
第６号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
第７号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
第８号	競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。
第９号	落札者が契約を締結しないとき。

【参考２】

随意契約ができる額と公表の対象となる額(ガイドラインより)

契約方法 契約の種類	１者随契理由で公表の対象とする範囲	
①工事又は製造の請負	２５０万円以下	超⇒公表
②財産の買入れ	１６０万円以下	超⇒公表
③物件の借入れ	８０万円以下	超⇒公表
④財産の売払い	５０万円以下	超⇒公表
⑤物件の貸付け	３０万円以下	超⇒公表
⑥前各号に掲げる以外のもの	１００万円以下	超⇒公表

（２）１者随意契約の状況について(平成３０年９月末現在)

ア　契約の状況

委託料に関する契約の状況は、表２のとおりである。

契約全体では、件数が６０９件、契約金額は合計７７億３，０３４万円であった。随意契約は、件数が５６０件(92.0%)、契約金額は合計７２億９，６８４万円(94.4%)であり、このうち１者随意契約となっていたものは５２４件で、随意契約に占める割合は９３．６パーセントであった。

なお、契約金額の最高額は「予防接種業務委託(市医師会)」の６６２，０００，０００円であった。

イ　１者随意契約適用の理由及び根拠

１者随意契約５２４件のうち５０２件が、競争入札に適しない契約であるとの理由から政令第１６７条の２第１項第２号を根拠としていた。また、８件は公益社団法人相模原市シルバー人材センターとの契約であるとの理由から同項第３号を、１件は緊急の必要により競争入札に付することができない契約であるとの理由から同項第５号を、１２件は機械警備に係る委託契約であり競争入札に付することが不利と認められるとの理由から同項第６号を、１件は競争入札に付し入札者がいないとの理由から同項第８号を根拠としていた。

ウ　契約継続年数

１者随意契約５２４件のうち政令第１６７条の２第１項第２号を根拠と

する５０２件の同一の相手方との契約継続年数の状況は、表３のとおりである。５年以上継続して契約を締結していたものは３４１件(67.9%)であり、継続年数の最長は、「夜間急病診療事業委託(医師会)」及び「相模原救急医療情報センター運営事業委託」の４２年であった。

表２　契約の状況

契約方法	件数	金額(円)
一般競争入札	0	0
指名競争入札	49	433,502,280
随意契約	560	7,296,845,816
見積合せ	36	15,588,025
１者随意契約	524	7,281,257,791
計	609	7,730,348,096

表３　契約継続年数

契約継続年数	１年	2年以上	5年以上	10年以上	20年以上	計
件　数	45	116	138	154	49	502

７　監査の結果(検討すべき事項)

委託業務の再委託に関しては、契約課長通知において、委託業務の一部を再委託する場合は必ず発注者の書面による事前の承諾を得る旨を条文に盛り込むよう契約書の記載例が示されているが、高齢政策課が締結した「平成３０年度全国健康福祉祭(スポーツ交流大会等)選手選考・派遣事業委託」に係る契約書においては、発注者の書面による事前の承諾について記載されていなかった。また、受注者から再委託に係る申請書類が市に提出され、市では承諾に係る決裁処理を行っていたものの、受注者への再委託の承諾に関する書面を確認することができなかった。

今後は、委託業務の一部を再委託する場合の事前承諾に当たり、契約関係書類の記載内容や契約に基づく提出書類の確認を徹底するなど、適正に契約事務を執行されたい。